

総務省消防庁消防団協力事業所が

新たに認定されました！



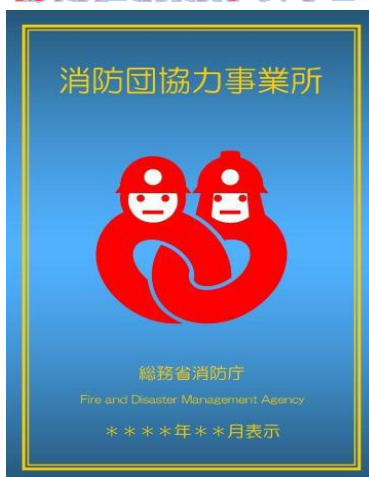
総務省消防庁消防団協力事業所表示制度は、消防庁長官が消防団活動に積極的に協力している市町村等消防団協力事業所のうち、特に顕著な功績が認められる事業所に対し、表示証を交付するものです。

このたび平成29年3月から、**厚田産業株式会社様** **株式会社沢田建設工業様**の2事業所が新たに認定され、石狩市内において、これで4事業所が認定事業所となりました。

総務省消防庁
消防団協力事業所表示証交付式



総務省消防庁表示証



マークのコンセプト

消防のイメージである朱色を使い、事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を合わせて表現しています。

総務省消防庁表示証の認定要件

1. 市町村消防団協力事業所に認定されている。
2. 事業所に定める人数の消防団員がいること。
(従業員が50人以下である場合は5人以上の消防団員がいること。)
3. 消防関係法令上の違反がないこと。
4. 消防団活動に関して内規・社是に定める等により全国の模範となる団員確保に協力的、又は消防団活動で地域の防災力の充実強化に寄与していること。



厚田産業株式会社



問い合わせ先

石狩消防署 総務課 消防団担当
電話：0133-74-7112

石狩消防団